

鹿児島大学大学院連合農学研究科の学位論文審査等に関する細則

平成 16 年 4 月 1 日
鹿大連細則 第 4 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、鹿児島大学学位規則（平成 16 年規則第 117 号）第 25 条及び鹿児島大学大学院連合農学研究科規則（平成 16 年鹿大連規則第 1 号）第 16 条の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の学位論文の審査等に関し必要な事項を定める。

第 2 章 課程修了による博士の学位

(学位論文提出の資格)

第 2 条 学位論文を提出することのできる者は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (1) 本研究科に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受け、かつ、授業科目について 12 単位以上を修得した者、又は論文を提出する日の属する学年末までに授業科目について 12 単位以上を修得することが確実である者
- (2) 本研究科に 1 年以上 3 年未満（大学院修士課程において、優れた業績を上げて 2 年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該修士課程における在学期間を含み 3 年以上）在学し、必要な研究指導を受け、論文を提出する日の属する修了予定日までに授業科目について 12 単位以上を修得することが確実で、必要な研究指導を受け、かつ、特に優れた研究業績をあげ主指導教員が推薦した者

(学位論文提出の時期)

第 3 条 前条第 1 号に掲げる者の学位論文審査の申請期限は、次のとおりとする。ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その直後の月曜日とする。

- (1) 4 月入学者については、最終年次の 12 月 5 日とする。
- (2) 10 月入学者については、最終年次の 5 月 31 日とする。

2 標準修業年限を超えて在学する者および前条第 2 号に掲げる者の学位論文審査の申請期限は、前項各号の規定にかかわらず 12 月 5 日又は 5 月 31 日とする。

(学位論文提出の手続)

第 4 条 第 2 条に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次に掲げる書類を、主指導教員の承認を得て連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書(学位第 1 号様式の 1)…………… 1 部
- (2) 学位論文目録(学位第 2 号様式)…………… 1 部
- (3) 学位論文目録の説明書(学位第 2 号様式付属書類)…………… 1 部
- (4) 学位論文(和文又は英文)…………… 6 部
- (5) 学位論文要旨(学位第 3 号様式)〔和文 1,200 字及び英文 500 語以内〕…………… 1 部
- (6) 学位論文の基礎となる学術論文(主論文)…………… 2 部
- (7) 成績証明書…………… 1 部
- (8) 履歴書(学位第 4 号様式)…………… 1 部
- (9) 承諾書(共同研究論文の場合)(学位第 6 号様式)……………各 1 部

第3章 論文提出による博士の学位

(学位の授与を申請することができる資格要件)

第5条 論文提出による博士の学位を申請できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- (1) 本研究科に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
 - (2) 本研究科の学位論文申請資格審査（以下「資格審査」という。）に合格した者
- (学位論文提出の手続)

第6条 前条各号に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次に掲げる書類に学位論文審査手数料（前条第1号に掲げる者のうち、退学した日から1年以内の者は除く。）を添え研究科長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書（学位第1号様式の2）…………… 1部
- (2) 学位論文目録（学位第2号様式）…………… 1部
- (3) 学位論文目録の説明書（学位第2号様式付属書類）…………… 1部
- (4) 学位論文（和文又は英文）…………… 6部
- (5) 学位論文要旨（学位第3号様式）〔和文1,200字及び英文500語以内〕…………… 1部
- (6) 学位論文の基礎となる学術論文（主論文）…………… 2部
- (7) 成績証明書…………… 1部
- (8) 履歴書（学位第4号様式）…………… 1部
- (9) 最終学校の卒業・修了証明書…………… 1部
- (10) 研究歴証明書（学位第5号様式）…………… 1部
- (11) 承諾書（共同研究論文の場合）（学位第6号様式）…………… 各1部

(資格審査)

第7条 第5条第2号の資格審査を受けようとする者は、学位論文申請資格審査願（学位第7号様式）及び第6条に規定する書類を研究科長に提出するものとする。

- 2 研究科長は、前項の願出があったときは、資格審査を連合農学研究科代議委員会（以下「代議委員会」という。）に付託する。
- 3 代議委員会は、付託を受けてから2か月以内に資格審査を行い、その結果を研究科長に報告するものとする。
- 4 研究科長は、前項の審査結果を研究科教授会に付議し、学位論文の受理の可否を決定する。
- 5 資格審査の基準は、別に定める。

第4章 論文審査

(評価基準)

第8条 博士論文の審査は、ディプロマ・ポリシーに従い、学位申請者が提出した博士論文の構成、内容の新規性や学術的価値等に対する項目について評価を行い、併せて、申請者の専門知識、企画・実行力、プレゼンテーション力と発展性等を総合して判断する。

(審査委員会)

第9条 研究科教授会は、学位論文を受理したときは、学位論文審査申請者ごとに速やかに審査委員を選出し、審査委員会を組織する。

- 2 審査委員は、主査1名、副査4名とする。
- 3 主査は、第2条各号に掲げる者にあつては主指導教員とし、第5条各号に掲げる者にあつては研究科長が推薦する主指導教員資格者とする。

4 審査委員会は、学位論文審査のため必要と認めた場合は、他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(論文の審査及び最終試験又は学力の確認)

第10条 審査委員会は、学位論文を受理した日から1年以内に論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了し、その結果を研究科教授会に文書で報告しなければならない。

2 前項に規定する報告は、学位論文審査結果の要旨(学位第8号様式)、最終試験結果の要旨(学位第9号様式)又は学力確認結果の要旨(学位第10号様式)及び学位論文等評価表(学位第11号様式)により行うものとする。

3 最終試験は、第2条各号に掲げる者について、学位論文を中心としてこれに関連する科目について口答又は筆答により行う。

4 第5条各号に掲げる者は、第2条各号に掲げる者と同等以上の学力を有することを確認するため、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口答又は筆答により学力の確認を行う。この場合、外国語については、英語、ドイツ語及びフランス語のうち1科目について行う。ただし、外国人については、日本語を加えて選択できる。

5 論文審査に際しては、必要に応じて学位論文審査申請者に対して参考論文の提出を求めることができるものとする。

(学力確認の免除)

第11条 第5条第1号に掲げる者のうち退学後3年以内の者は、学力の確認を免除する。

第5章 雑則

第12条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、代議委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1. この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2. 平成21年3月31日以前に連合農学研究科に入学した者については、改正後の第1条及び第2条並びに第4条から第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年2月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年9月2日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 6 月 10 日から施行する。